

○育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務 の制限に関する規則

平成 15 年 1 月 20 日規則第 2 号

最終改正 令和 7 年 3 月 31 日規則第 4 号

育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限に関する規則（平成 11 年規則第 2 号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 11 年条例第 1 号。以下「条例」という。）第 9 条第 8 項の規定に基づき、育児又は介護を行う職員の深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）における勤務及び超過勤務を制限する措置について、必要な事項を定めるものとする。

（育児を行う職員の深夜勤務の制限の適用除外に係る組合規則で定める者）

第 2 条 条例第 9 条第 1 項の組合規則で定める者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- （1） 深夜において就業していないこと（深夜における就業日数が 1 月当たり 3 日以下である場合を含む。）。
- （2） 負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により請求にかか
る子を養育することが困難な状態にないこと。
- （3） 妊娠出産休暇の期間中でないこと。

（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）

第 3 条 職員は、条例第 9 条第 1 項の規定による深夜における勤務の制限（以下「深夜勤務の制限」という。）の適用を受けようとするときは、その請求をする一の期間（6 月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の 1 月前までに所属長に請求するものとする。

- 2 所属長は、深夜勤務の制限の請求があったときは、公務の運営の支障の有無について、遅滞なく当該請求をした職員に対して通知するものとする。
- 3 所属長は、前項に規定する通知後において、公務の運営に支障が生じる日が

あることが明らかになったときは、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対し、その旨を通知するものとする。

- 4 所属長は、深夜勤務の制限の請求に係る事実について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対してその事実を証明する書類の提出を求めることができる。

第4条 深夜勤務の制限の請求がされた後、深夜勤務制限開始日とされた日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの理由が生じたときは、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡したとき。
 - (2) 当該請求に係る子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる理由により当該請求をした職員の子でなくなったとき。
 - (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなったとき。
 - (4) 当該請求をした職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方で当該請求に係る子の親であるものが、第2条に定める者に該当することとなったとき。
- 2 深夜勤務の制限の請求について、深夜勤務制限開始日以後、深夜勤務制限終了日とされた日の前日までの間に、前項各号に掲げるいずれかの理由が生じたときは、当該請求は、当該理由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とするものであったものとみなす。
- 3 前2項の場合において、職員は、遅滞なく、第1項各号に掲げる理由が生じた旨を所属長に届け出るものとする。この場合においては、前条第4項の規定を準用する。

(介護を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第5条 第3条及び前条（同条第1項第4号を除く。）の規定は、要介護者（2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第1項	条例第9条第1項	条例第9条第4項において
--------	----------	--------------

		準用する同条第1項
第3条第3項	前項	第5条において準用する前項
前条第1項各号列記以外の部分	次の各号	第1号から第3号まで
前条第1項第1号	子	要介護者
前条第1項第2号	子が離縁、養子縁組の取消し その他これらに準ずる理由 により当該請求をした職員 の子でなくなった	要介護者と当該請求をした 職員との関係が配偶者若し くはパートナーシップ関係 の相手方又は2親等内の親 族でなくなった
前条第1項第3号	子と同居しない	要介護者（当該職員の配偶者 又はパートナーシップ関係 の相手方及び2親等内の親 族を除く。）と同一の世帯に 属さない
前条第2項	前項各号	次条において準用する前項 第1号から第3号まで
前条第3項	前2項	次条において準用する前2 項
	第1項各号	次条において準用する第1 項第1号から第3号まで
	前条第4項	次条において準用する前条

		第4項
--	--	-----

（育児を行う職員の超過勤務の制限の請求手続）

第6条 職員は、条例第9条第2項又は第3項の規定による超過勤務の制限（以下「超過勤務の制限」という。）の適用を受けようとするときは、その請求をする一の期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）について、その初日（以下「超過勤務制限開始日」という。）及び期間を明らかにして、超過勤務制限開始日の前日までに所属長に請求するものとする。この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

- 2 所属長は、超過勤務の制限の請求があったときは、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、遅滞なく当該請求をした職員に対して通知するものとする。
- 3 所属長は、前項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該超過勤務制限開始日から当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日までの間のいずれかの日に、超過勤務制限開始日を変更することができる。
- 4 所属長は、前項の規定に基づき超過勤務制限開始日を変更した場合においては、当該変更前の超過勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対して通知するものとする。
- 5 所属長は、超過勤務の制限の請求に係る事実について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対してその事実を証明する書類の提出を求めることができる。

第7条 超過勤務の制限の請求がされた後、超過勤務制限開始日の前日までの間に次の各号に掲げるいずれかの理由が生じたときは、当該請求はされなかったものとみなす。

- （1） 当該請求に係る子が死亡したとき。
- （2） 当該請求に係る子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる理由により当該請求をした職員の子でなくなったとき。
- （3） 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなつたとき。

2 超過勤務の制限の請求について、超過勤務制限開始日から起算して当該請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの理由が生じたときは、当該請求は、超過勤務制限開始日から当該理由が生じた日までの期間についてのものであったものとみなす。

(1) 前項各号に掲げるいずれかの理由が生じたとき。

(2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達したとき。

3 前2項の場合において、職員は、遅滞なく、第1項各号又は前項各号に掲げる理由が生じた旨を所属長に届け出るものとする。この場合においては、前条第5項の規定を準用する。

(介護を行う職員の超過勤務の制限の請求手続)

第8条 第6条及び前条（同条第2項各号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条第1項	条例第9条第2項又は第3項	条例第9条第4項において準用する同条第2項又は第3項
第6条第3項及び第4項	前項	第8条において準用する前項
前条第1項第1号	子	要介護者
前条第1項第2号	子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる理由により当該請求をした職員の子でなくなった	要介護者と当該請求をした職員との関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は2親等内の親族でなくなった
前条第1項第3号	子と同居しない	要介護者(当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係

		の相手方及び2親等内の親族を除く。)と同一の世帯に属さない
前条第2項	次の	次条において準用する前項
前条第3項	前2項	次条において準用する前2項
	第1項各号又は前項各号	次条において準用する第1項各号
	前条第5項	次条において準用する前条第5項

(請求及び届出)

第9条 第3条第1項(第5条において準用する場合を含む。)及び第6条第1項(前条において準用する場合を含む。)に規定する請求は、深夜勤務・超過勤務制限請求書(様式第1号)により、第4条第3項(第5条において準用する場合を含む。)及び第7条第3項(前条において準用する場合を含む。)の届出は、育児又は介護の状況変更届(様式第2号)により行うものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成22年12月24日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成29年12月1日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和4年7月11日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和 7 年 3 月 31 日規則第 4 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

深夜勤務・超過勤務制限請求書

請求年月日 年 月 日

羽村・瑞穂地区学校
給食組合 管理者 宛

（請求者）所属

氏名

次のとおり

☐養育

☐介護

 のため

☐深夜勤務の制限（条例第 9 条第 1 項）

☐超過勤務の制限（条例第 9 条第 2 項）

☐超過勤務の制限（条例第 9 条第 3 項）

 を請求します。

1 請求に係る子 または要介護者	氏 名		
	続 柄		
	生 年 月 日		年 月 日生（ ☐ 出産予定日）
	養子縁組の効力が生じた日		年 月 日
2 職員の配偶者 又はパートナー シップ関係の相 手方で当該子の 親である者の有 無及び状況	☐有 ☐深夜において就業している。 ☐負傷、疾病、老齢または身体上若しくは精神上の障害に より養育が困難である。 ☐妊娠出産の休暇中である。 ☐無		
3 要介護者の状 態及び具体的な 介護の内容			
4 請求に係る期 間	深 夜 勤 務 の 制 限	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他（ ）
	超過勤務の 免除・制限	年 月 日から ☐ 1 年 ☐ 1 年に満たない期間（ 月）	
（注） 1 について (1)「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に 出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入し、出産予定日の☐にレ印を記入のこと。 (2)請求に係る子が養子の場合は、「養子縁組の効力が生じた日」欄にその日を記入すること。 2 について (1)この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入すること。 (2)「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が 1 月に 3 日を超えることをいう。 3 について この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。			

【決裁欄】

係 長	課 長	事務局長	教育長	管理者

給食組合 管理者 宛

氏名 _____

の状況について変更が生じたので届け出ます。

年 月 日

(1) 中「職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方であって子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育することができるものに該当することとなった。」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ□にレ印を記入すること。

係 長	課 長	事務局長	教育長	管理者